

議案第 44 号

小城市牛津赤れんが館条例施行規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 25 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

小城市牛津赤れんが館への指定管理者制度の導入に伴い、規則を改正する必要があるため。

小城市教育委員会規則第4号

小城市牛津赤れんが館条例施行規則の一部を改正する規則

小城市牛津赤れんが館条例施行規則(平成23年小城市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第3項中「条例第3条第2項に規定する者」を「市外居住者」に、「1箇月前から」を「2箇月前から」に改め、同条第5項中「日曜日」を「日曜日、月曜日」に改め、同条を第2条とする。

第5条を第3条とする。

第6条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「第9条ただし書」を「第10条ただし書」に改め、同条を第5条とする。

第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

様式第1号中「(第4条関係)」を「(第2条関係)」に「第4条の」を「第2条第1項の」に改める。

様式第2号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

受付印

小城市牛津赤れんが館利用許可(変更)申請書

年 月 日

小城市教育委員会 様

利用申請者 住 所
 所属団体名
 氏 名
 電話番号



小城市牛津赤れんが館条例施行規則第2条第1項の規定により次のとおり利用したいので許可くださるよう申請いたします。

1 利用施設の種別	<input type="checkbox"/> 全館 <input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 冷・暖房		
2 利用日時	年 月 日(曜)	午前・午後 時 分から	(時間)
3 利用目的			
4 利用予定人員	市内 人、	市外 人	合 計(人)
5 使 用 料	施設使用料	冷暖房使用料	合 計
6 備 考			

減 免 の 申 請			
減免の理由			
添付書類			
※ 減 免 率 の 決 定	決定の理由		
	区 分	施設使用料	冷暖房使用料 合 計
	規 定 額		
	減 免 率	/100	/100
	減 免 額		
	差引納付額		

様式第2号(第3条関係)

受付印

小城市牛津赤れんが館利用(変更)許可書

年 月 日

申請者

住 所

所属団体名

氏 名

電話番号

様

年 月 日付けで受理した利用許可(変更)申請は許可します。

年 月 日

小城市教育委員会

公印印刷プリント

1 利用施設の種別	<input type="checkbox"/> 全館 <input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 冷・暖房		
2 利用日時	年 月 日(曜) $\frac{\text{午前・午後 時 分から}}{\text{午前・午後 時 分まで}}$ (時間)		
3 利用目的			
4 利用予定人員	市内 人、	市外 人	合計(人)
5 使 用 料	施設使用料	冷暖房使用料	合 計
6 備 考			

減 免 の 申 請			
減免の理由			
添付書類			
※ 減 免 率 の 決 定	決定の理由		
	区 分	施設使用料	冷暖房使用料 合 計
	規 定 額		
	減 免 率	/100	/100
	減 免 額		
	差引納付額		

小城市牛津赤れんが館条例施行規則(平成23年小城市教育委員会規則第2号)の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○小城市牛津赤れんが館条例施行規則</p> <p><u>(休館日)</u></p> <p><u>第2条 小城市牛津赤れんが館(以下「赤れんが館」という。)の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第1月曜日及び第3月曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)の場合は、翌日を休館日とする。)</u></p> <p><u>(2) 12月29日から翌年1月3日までの日(以下「年末年始」という。)</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p><u>第3条 赤れんが館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(利用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定により赤れんが館を利用しようとする者は、牛津赤れんが館利用許可(変更)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 許可に係る事項を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。</p>	<p>○小城市牛津赤れんが館条例施行規則</p> <p>(利用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により赤れんが館を利用しようとする者は、牛津赤れんが館利用許可(変更)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 許可に係る事項を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。</p>

ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 3 申請書の受付期間は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の3箇月前から前日までとする。ただし、条例第3条第2項に規定する者からの申請については、利用日の1箇月前から前日までとする。
- 4 公的行事その他これに類する行事のための利用で教育委員会が必要と認めるものについては、6箇月前から提出することができる。
- 5 申請書の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、日曜日、土曜日、休日及び年末年始の休館日は除く。

(許可書の交付)

第5条 教育委員会は、前条の申請書を受理し、相当と認めたときは利用を許可し、牛津赤れんが館利用(変更)許可書(様式第2号)を交付する。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める減免率とする。

- (1) 市又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第3項の規定による委員会及び委員が利用する場合 100分の100
- (2) 市文化連盟が主催する行事に利用する場合 100分の100
- (3) 市社会教育関係団体及び市文化連盟加入団体が主催する行事に利用する場合 100分の100以内
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合 100分の100以内

ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 3 申請書の受付期間は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の3箇月前から前日までとする。ただし、市外居住者からの申請については、利用日の2箇月前から前日までとする。
- 4 公的行事その他これに類する行事のための利用で教育委員会が必要と認めるものについては、6箇月前から提出することができる。
- 5 申請書の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、日曜日、月曜日、土曜日、休日及び年末年始の休館日は除く。

(許可書の交付)

第3条 教育委員会は、前条の申請書を受理し、相当と認めたときは利用を許可し、牛津赤れんが館利用(変更)許可書(様式第2号)を交付する。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める減免率とする。

- (1) 市又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第3項の規定による委員会及び委員が利用する場合 100分の100
- (2) 市文化連盟が主催する行事に利用する場合 100分の100
- (3) 市社会教育関係団体及び市文化連盟加入団体が主催する行事に利用する場合 100分の100以内
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合 100分の100以内

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、申請書にその旨を記入し、教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第7条 条例第9条ただし書の規定による使用料の返還は、次に定めるところによる。

- (1) 天災地変等、使用者の責めに帰し得ない理由により、利用できなかったとき。 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合 教育委員会がその都度定める割合

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守し、常に善良な利用者としての自覚を持って利用しなければならない。

- (1) 許可を受けた施設及び設備以外を利用しないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 火災の予防及び秩序維持に協力する。
- (4) 許可なく寄付の募集、物品の販売等をしないこと。
- (5) 利用者は、その利用が終わったときは、直ちに整理整頓及び清掃し、原状に回復しなければならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員及び管理人の指示に従うこと。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、申請書にその旨を記入し、教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第5条 条例第10条ただし書の規定による使用料の返還は、次に定めるところによる。

- (1) 天災地変等、使用者の責めに帰し得ない理由により、利用できなかったとき。 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合 教育委員会がその都度定める割合

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守し、常に善良な利用者としての自覚を持って利用しなければならない。

- (1) 許可を受けた施設及び設備以外を利用しないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 火災の予防及び秩序維持に協力する。
- (4) 許可なく寄付の募集、物品の販売等をしないこと。
- (5) 利用者は、その利用が終わったときは、直ちに整理整頓及び清掃し、原状に回復しなければならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員及び管理人の指示に従うこと。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に

定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(略)

様式第2号(第5条関係)

(略)

定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(略)

様式第2号(第6条関係)

(略)